

尼崎で起こりかけた宗論

天野 忠 幸

（あまのただゆき
天理大学文学部准教授）

はじめに

かつて「鎌倉新仏教」と呼ばれた浄土宗・浄土真宗・法華宗（日蓮宗）・時宗・臨濟宗・曹洞宗は、比叡山や高野山など顕密仏教から自立し、広く民衆に受け入れられ、教団としての実態を持ち始めたのは戦国時代であることから、近年は「戦国仏教」とする概念が提唱されている⁽¹⁾。

室町幕府の手厚い保護を受けた禅宗を除く戦国仏教の各宗派は、荘園を持たなかったため、檀那の獲得は経済的に必須であり、末寺や信者の奪い合いが起こった。特

に法華宗は、浄土宗や天台宗との宗論を重ねており、天文五年（一五三六）に京都の法華一揆と延暦寺が衝突した天文法華の乱や、天正七年（一五七九）に織田信長の前で行われた安土宗論は有名である。

ただ、宗論は他宗派同士ではなく、同じ宗派の中でも教義の違いから頻発していた。そこで、尼崎で起こりかけた法華宗寺院同士の宗論を紹介する。

一、本興寺と長遠寺^{ぢようおんじ}

戦国仏教の中でも、山科や大坂を本山とする浄土真宗本願寺派や、京都に二十一もの門流の本山が成立した法華宗が隆盛を極めた。

その法華宗の中でも、日隆門流は京都の本能寺と尼崎の本興寺の両本山制を取ることで知られる。鎌倉時代の尼崎は、律宗の大覚寺が町の発展の牽引役となるが、室町時代中期から戦国時代にかけては、法華宗の本興寺と浄土真宗の大物惣道場が開発を競いあう。

四国から畿内への進出を図る三好長慶は、父元長を自

害に追い込んだ浄土真宗ではなく、元長を守るため戦ってくれた法華宗日隆門流を保護し、本興寺が寺内町を建設することを公認し特権を安堵した。もちろん、これは情実の問題だけでなく、日隆門流の末寺が堺・兵庫津・撫養・宇多津・牛窓・尾道・種子島といった東瀬戸内から東シナ海に広がる交易路に展開していたことや、堺や兵庫津といった都市の共同体に大きな影響力を持っていたことに注目したからに他ならない⁽²⁾。

そして三好氏は、永禄六年（一五六三）に房総半島で起こった法華宗の寺院同士が末寺や信者を奪い合う相論が、京都の本山寺院に持ち込まれたことから、調停に乗り出していく。そもそも法華宗内では、『法華経』八卷二八品のうち前半一四品（迹門）と後半一四品（本門）の教義の解釈をめぐる、勝劣派と一致派の根深い対立があった。ただ、京都では延暦寺や近江六角氏との戦争を経て、教義を越えた結集の機運が天文初年より醸成されてきた。そうした機運は関東にも伝わっており、永禄六年の房総半島の相論を一つの契機に、京都の本国寺の檀那であった松永久秀などの尽力もあり、永禄七年（一

五六四）に、一味同心して布教に努めること、教義が統一された上は他門流の中傷を禁止すること、末寺・衆徒・檀那を奪い取ることを禁じることを確認した「永禄の規約」が結ばれた⁽³⁾。

その後、織田信長が三好氏を追い、畿内を制する。信長は元亀三年（一五七二）に尼崎の長遠寺に寺内町の建設を認めた。信長に属し摂津の支配者となった荒木村重は、天正二年（一五七四）に信長の朱印状に基づいて、長遠寺の特権を安堵し、「尼崎惣中」に寺内町の普請を命じる。いまだ四国や淡路をおさえる三好氏を保護者とする勝劣派の本興寺に対し、信長と村重は一致派の長遠寺を援助することで、大阪湾の重要な港湾都市である尼崎の主導権を握ろうとしたのである⁽⁴⁾。

二、妙顕寺旧蔵「永禄之旧規勝劣一致和睦之次第案文」

天正年間の尼崎は、三好氏の保護を受けた勝劣派日隆門流の本興寺と、織田氏の支援を受ける一致派六条門流の長遠寺が並び立つ状況にあった。そうした両寺の間

で、まさに宗論が起ころうとしていた。

【史料】某(葉草院日扇カ)書状案

就本迹之儀、可被及対論之旨承及候、先年於京都諸寺被仰談天下一統候之処、只今兎角之儀、尤不可然候、法理之儀与乍申論子細、如何可有候や、若

殿様被聞召候者、門徒大切之基候歟、拙者宗旨之儀候へ者、乍斟酌如此候、定而背法度造■立之仁、可有之候之間、急度可被

仰付事肝要候、就不慮之諍論出来、從宮内卿法印被成御意見候、

早々御無事尤候、愚札進上之段、指出迷惑仕候へ共、以先年筋

目可申入之由候之間如斯候、尚可^{長遠寺無之長遠寺}得御意候、恐惶、

七月廿日

本興寺殿

御同宿中

恐々謹言、

長遠寺

御同宿中

規約)に背く者がいるので、必ずや寺僧たちに遵守するよう申し付けよと論している。こうした宗論が起きそうな情勢は、堺代官の「宮内卿法印(松井友閑)⁽⁶⁾」も知るところで、意見がなされたということなので、一触即発の状況であったようだ。しかし、「拙者」などの働きもあつたのか、なんとか無事に済んでおり、「拙者」もこのような書状を送るのは迷惑であろうかと述べている。ともかくにも、先年の筋目(永祿の規約)が宗論の抑止に役立ったことは間違いなかった。

同文の書状が、本興寺と長遠寺の両寺に送られたようであるが、本興寺には「殿」が付き、書止文言が「恐惶」であるのに対して、長遠寺には「殿」がなく、書止文言が「恐々謹言」と違いがあるのは、本興寺が日隆門流の本山で寺格が高いことに配慮したものであるう。

おわりに

永祿の規約は、京都の法華宗諸本山が「京都十六本山会合」という結集体を成立させる原動力となった。しか

右の史料は、岡山県の法泉寺に残された京都の妙顕寺旧蔵「永祿之旧規勝劣一致和睦之次第案文」の一部である⁽⁵⁾。「永祿之旧規勝劣一致和睦之次第案文」には、永祿六年の房総半島で起こった相論や翌年の永祿の規約に関する、松永久秀やその奉行人の楠正虎、房総半島で末寺を奪った酒井胤敏、酒井氏の本山に当たる京都の妙満寺、酒井氏に末寺を奪われた本土寺の葉草院日扇の書状などが書写されている。

「本迹」は法華経の教義の解釈についてである。その解釈をめぐって宗論に及ぼうとしていたところ、先年、京都の諸寺が天下一統の談合をおこなった、すなわち永祿の規約を結んだので、宗論はよろしくない。法理と言いながら、争おうとしているのはどうということなのか、と中止を求めている。

「殿様」は織田信長か豊臣秀吉のどちらかが考えられる。殿様の耳に入ることをかかなり恐れており、安土宗論における法華宗への強圧的な態度を踏まえると、信長であろうか。そこで「拙者(葉草院日扇カ)」が同じ法華宗のことであるので事情を汲んだのだとし、法度(永祿の

し、規約の成立から二十年も経たず、しかも京都に至近の尼崎の地で、織田家の重臣が関心を示すほどの宗論がおころうとしていた。織田政権下で圧迫される本興寺が仕掛けたのか、信長以前の古文書を有しない新興の長遠寺が信長の権勢を背景に対決しようとしたのかは不明であるが、かなり危険な状況にあったようだ。

単に宗教上の問題ではなく、織田政権下の尼崎の様子がうかがえる史料である。

〔注〕

- (1) 藤井学「近世初期の政治思想と国家意識」『岩波講座日本歴史』一〇 近世二(岩波書店、一九七五年)、湯浅治久『戦国仏教 中世社会と日蓮宗』(中公新書、二〇〇九年)、河内将芳『戦国仏教と京都 法華宗・日蓮宗を中心に』(法蔵館、二〇一九年)
- (2) 天野忠幸『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一五年)
- (3) 天野忠幸「三好氏と戦国期の法華宗教団―永祿の規約をめぐって―」『市大日本史』一三三、二〇一〇年
- (4) 天野忠幸『荒木村重』(戎光祥出版、二〇一七年)
- (5) 都守基一「永祿の規約をめぐる中世日蓮教団の動向」『興

風』一八（興風談所、二〇〇六年）。「永祿之旧規勝劣一致和睦之次第案文」のマイクロフィルムは二〇〇九年現在、岡山県立記録資料館に移管されている。

(6) 竹本千鶴『松井友閑』（吉川弘文館、二〇一八年）。友閑の役割は、単に堺代官に留まるものではなく、將軍足利義昭や上杉・伊達・大友氏といった諸大名、織田家重臣との交渉役としても活躍した。

